

部長及び参事官

殿

所 属 長

生企発第301号

平成28年3月22日

30年保存（口訓）

本 部 長

技能検定及び技能講習実施要領の制定について（通達甲）

技能検定及び技能講習の実施については、「技能検定及び技能講習実施要領の制定について（例規）」（平成27年3月12日生企発第246号）により実施してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、技能検定及び技能講習の実施に関し別添のとおり「技能検定及び技能講習実施要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

技能検定及び技能講習実施要領

第1 趣旨

この要領は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の4第1項の規定による猟銃の操作及び射撃に関する技能検定（以下「技能検定」という。）及び法第5条の5第1項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 技能検定等実施者

技能検定及び技能講習（以下「技能検定等」という。）は、生活安全企画課の職員が実施するものとする。

第3 技能検定等の開催計画等

技能検定等は、県内の指定射撃場で実施するものとし、本部長が必要に応じて開催計画を策定し、署長に通知するものとする。

第4 公表

署長は、本部長から技能検定等の開催計画の通知を受けたときは、技能検定等の開催予定日時、申込期間、開催射撃場名、使用銃種、猟銃の射撃の科目における射撃方式及び技能検定等受検（受講）可能人数を記載した書面を署、交番又は駐在所の広報板その他の見やすい場所に掲示するものとする。

第5 技能検定申請書等の受理手続等

1 申請書等の受付期間

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「規則」という。）第9条第3号に規定する技能検定申請書（以下「技能検定申請書」という。）又は規則第26条に規定する技能講習受講申込書（以下「技能講習受講申込書」という。）の受理は、原則として、当該技能検定等を開催しようとする日のおおむね1月前から14日前までの間に行うものとする。

2 申請書等の受理手続

- (1) 署長は、技能検定申請書又は技能講習受講申込書（以下「申請書等」という。）の提出を受けたときは、受検（受講）希望年月日、実施射撃場名、使用銃種及び猟銃の射撃の科目における射撃方式を生活安全企画課長に電話により通知し、受検（受講）が可能かどうか照会を行うものとする。
- (2) 照会を受けた生活安全企画課長は、技能検定等の開催予定日時、開催射撃場等を管理する簿冊により確認を行い、受検（受講）が可能かどうか署長に回答するものとする。

- (3) 回答を受けた署長は、受検（受講）が可能である場合は、申請書等に受理印を押印して受理するものとする。

なお、受検（受講）が困難である場合は、受検（受講）希望者と調整を行った上で受検（受講）年月日及び実施射撃場を設定するものとする。

3 収納事務

技能検定等の手数料の収納事務は、技能検定にあつては県本部で行い、技能講習にあつては署で行うものとする。

4 申請書等の取扱い

(1) 技能検定申請書

署長は、技能検定申請書を受理したときは、技能検定申請書を速やかに書留遞送により生活安全企画課長に送付するとともに、技能検定申請書の写しを署に保管しなければならない。

(2) 技能講習受講申込書

署長は、技能講習受講申込書を受理したときは、技能講習受講申込書を署に保管するとともに、技能講習受講申込書の写しを生活安全企画課長に送付しなければならない。

第6 技能検定通知書等の作成、保管等

1 技能検定通知書の作成、保管等

- (1) 生活安全企画課長は、規則第23条に規定する技能検定通知書（以下「技能検定通知書」という。）を正副2通作成して、技能検定通知書の正本を受検者に交付し、技能検定通知書の副本を生活安全企画課で保管するものとする。

- (2) 技能検定通知書の番号は、生活安全企画課における暦年別一連番号とする。

2 技能講習通知書の作成、保管等

- (1) 署長は、規則第27条に規定する技能講習通知書（以下「技能講習通知書」という。）を正副2通作成して、技能講習通知書の正本を受講者に交付し、技能講習通知書の副本を署で保管するものとする。

- (2) 技能講習通知書の番号は、署における暦年別一連番号とする。

第7 技能検定等の実施基準等

1 実施基準

技能検定等の実施基準は、次のとおりとする。

- (1) 技能検定の実施基準は、別添1の技能検定実施基準のとおりとする。
- (2) 技能講習の実施基準は、別添2の技能講習実施基準のとおりとする。

2 実施結果の報告

技能検定等を実施した生活安全企画課の職員は、技能検定の実施結果にあつては生活安全企画課長に、技能講習の実施結果にあつては当該技能講習の技能講習受講申込書を受理した署長に報告しなければならない。

第8 合格等の判定等

1 合格等の判定

(1) 技能検定の合格判定

生活安全企画課長は、技能検定を受検した者について、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号）第1条に規定する合格基準を満たしているかどうか判定を行うものとする。

(2) 技能講習の修了判定

署長は、技能講習を受講した者について、技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則第6条から第9条までに定めるところにより行った技能講習の課程を修了し、当該事項を修得したかどうかを認定するものとする。

(3) 技能検定合格証明書等の交付欄の記載

技能検定合格証明書及び技能講習修了証明書（以下「証明書」という。）の交付欄には、当該証明書を作成した年月日を記載するものとする。

なお、当該証明書の有効期間の起算日については、当該証明書を作成した日ではなく、申請人又は申込人が当該証明書を受け取った日となる。

2 技能検定合格証明書等の作成、保管等

(1) 技能検定合格証明書の作成、保管等

ア 生活安全企画課長は、規則第24条に規定する技能検定合格証明書（以下「技能検定合格証明書」という。）を正副2通作成して、技能検定合格証明書の正本を受検者に交付し、技能検定合格証明書の副本を生活安全企画課で保管するものとする。

イ 技能検定合格証明書の番号は、生活安全企画課における暦年別一連番号とする。

(2) 技能講習修了証明書の作成、保管等

ア 署長は、規則第28条に規定する技能講習修了証明書（以下「技能講習修了証明書」という。）を正副2通作成して、技能講習修了証明書の正本を受講者に交付し、技能講習修了証明書の副本は署で保管するものとする。

イ 技能講習修了証明書の番号は、署における暦年別一連番号とする。

第9 台帳への登載及び保管

- 1 生活安全企画課長は、技能検定通知書を交付したときは別記第1号様式の技能検定通知書交付台帳に、技能検定合格証明書を交付したときは別記第2号様式の技能検定合格証明書交付台帳に、それぞれ必要事項を記載して登載し、保管するものとする。

なお、技能検定合格証明書交付台帳の交付（作成）年月日欄には技能検定合格証明書の交付欄に記載した作成年月日を、申請人受領年月日欄には当該技能検定合格証明書を申請人が受け取った年月日を記載するものとする。

- 2 署長は、技能講習通知書を交付したときは別記第3号様式の技能講習通知書交付台帳に、技能講習修了証明書を交付したときは別記第4号様式の技能講習修了証明書交付台帳に、それぞれ必要事項を記載して登載し、保管するものとする。

なお、技能講習修了証明書交付台帳の交付（作成）年月日欄には技能講習修了証明書の交付欄に記載した作成年月日を、申込人受領年月日欄には当該技能講習修了証明書を申込人が受け取った年月日を記載するものとする。

第10 技能検定合格証明書等の書換え及び再交付

1 技能検定合格証明書

(1) 書換え

署長は、規則第25条第1項において準用する規則第22条第1項の規定による技能検定合格証明証の書換えを受けようとする者からの講習修了証明書等書換申請書の提出を受理したときは、当該申請書に添付された住民票の写しの記載事項を確認の上、技能検定合格証明書を書き換えて申請者に交付するものとする。この場合において、署長は、技能検定合格証明書再交付等申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(2) 再交付

署長は、規則第25条第2項において準用する規則第22条第2項の規定による技能検定合格証明書の再交付を受けようとする者からの講習修了証明書等再交付申請書の提出を受理したときは、再交付の理由を調査し、再交付の必要があると認めるときは、生活安全企画課長に確認の上、旧技能検定合格証明書と同じ内容の技能検定合格証明書を作成し、交付年月日の下欄余白に「再交付」と朱書して申請者に交付するものとする。この場合において、署長は、講習修了証明書等再交付申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

2 技能講習修了証明書

(1) 書換え

署長は、規則第29条第1項において準用する規則第22条第1項の規定による技能講習修了証明書の書換えを受けようとする者からの講習修了証明書等書換申請書の提出を受理したときは、当該申請書に添付された住民票の写しの記載事項を確認の上、技能講習修了証明書を書き換えて申請者に交付するものとする。この場合において、署長は、講習修了証明書等書換申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(2) 再交付

署長は、規則第29条第2項において準用する規則第22条第2項の規定による技能講習修了証明書の再交付を受けようとする者からの講習修了証明書等再交付申請書の提出を受理したときは、再交付の理由を調査し、再交付の必要があると認めるときは、旧技能講習修了証明書と同じ内容の技能講習修了証明書を作成し、交付年月日の下欄余白に「再交付」と朱書して申請者に交付するものとする。この場合において、署長は、講習修了証明書等書換申請書の写しの余白に処理結果を簡明に記載して、生活安全企画課長に送付しなければならない。

(別添・別記・別記様式省略)